第三十二条中「票せんをはりつけて」を「票箋を貼り付けて」に改め、同条ただし書中「すべて」を「全て」に、「票せんをはりつける」を「票箋を貼り付ける」に、「同項第一号ハからホまで」を「同項第一号ロからニまで」に、「票せんを容器」を「票箋を容器」に改める。

第三十三条中「第五十七条第一項第一号ホ」を「第五十七条第一項第一号ニ」に改める。

第三十四条の二中「別表第九第六百三十四号」を「第十八条の二第二号」に、「別表第二の二」を「別表第二」に、「同表の備考欄に掲げる物」を「ニトログリセリンを含有する製剤その他の物（九十八パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化した物であつて、ニトログリセリンの含有量が〇・一パーセント未満のものに限る。）」に改める。

第三十四条の二の二中「別表第九第六百三十五号」を「第十八条の二第三号」に改める。

第三十四条の二の六中「別表第九第一号から第六百三十三号まで」を「別表第九」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（調査対象物の危険性又は有害性等の調査の実施時期等）

第三十四条の二の七　法第五十七条の三第一項の危険性又は有害性等の調査（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。次項及び次条第一項において「調査」という。）は、次に掲げる時期に行うものとする。

一　令第十八条各号に掲げる物及び法第五十七条の二第一項に規定する通知対象物（以下この条及び次条において「調査対象物」という。）を原材料等として新規に採用し、又は変更するとき。

二　調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に係る作業の方法又は手順を新規に採用し、又は変更するとき。

三　前二号に掲げるもののほか、調査対象物による危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

2　調査は、調査対象物を製造し、又は取り扱う業務ごとに、次に掲げるいずれかの方法（調査のうち危険性に係るものにあつては、第一号又は第三号（第一号に係る部分に限る。）に掲げる方法に限る。）により、又はこれらの方法の併用により行わなければならない。

一　当該調査対象物が当該業務に従事する労働者に危険を及ぼし、又は当該調査対象物により当該労働者の健康障害を生ずるおそれの程度及び当該危険又は健康障害の程度を考慮する方法

二　当該業務に従事する労働者が当該調査対象物にさらされる程度及び当該調査対象物の有害性の程度を考慮する方法

三　前二号に掲げる方法に準ずる方法

（調査の結果等の周知）

第三十四条の二の八　事業者は、調査を行つたときは、次に掲げる事項を、前条第二項の調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知させなければならない。

一　当該調査対象物の名称

二　当該業務の内容

三　当該調査の結果

四　当該調査の結果に基づき事業者が講ずる労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置の内容

2　前項の規定による周知は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一　当該調査対象物を製造し、又は取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること。

二　書面を、当該調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に交付すること。

三　磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、当該調査対象物を製造し、又は取り扱う各作業場に、当該調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

（指針の公表）

第三十四条の二の九　第二十四条の規定は、法第五十七条の三第三項の規定による指針の公表について準用する。

第三十四条の三第一項及び第三十四条の四中「第五十七条の三第一項」を「第五十七条の四第一項」に改める。

第三十四条の五及び第三十四条の七中「第五十七条の三第一項第一号」を「第五十七条の四第一項第一号」に改める。

第三十四条の八及び第三十四条の九（見出しを含む。）中「第五十七条の三第一項第二号」を「第五十七条の四第一項第二号」に改める。

第三十四条の十三（見出しを含む。）中「第五十七条の三第一項第四号」を「第五十七条の四第一項第四号」に改める。

第三十四条の十四第一項中「第五十七条の三第三項」を「第五十七条の四第三項」に改める。

第三十四条の十五及び第三十四条の十七中「第五十七条の三第四項」を「第五十七条の四第四項」に改める。

第三十四条の十八及び第三十四条の十九（見出しを含む。）中「第五十七条の四第一項」を「第五十七条の五第一項」に改める。

第三十四条の二十中「第五十七条の四第三項」を「第五十七条の五第三項」に改める。

第三十四条の二十一中「第五十七条の四第一項」を「第五十七条の五第一項」に改める。

第四十条第一項第一号中「第二十八条の二第一項」の下に「又は第五十七条の三第一項及び第二項」を加える。

第八十七条第一号中「第二十八条の二第一項」の下に「又は第五十七条の三第一項及び第二項」を加える。

第二百五十四条中「（令別表第一に掲げる危険物をいう。以下同じ。）」を削る。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第三十条、第三十四条の二関係）

物	第三十条に規定する含有量（重量パーセント）	第三十四条の二に規定する含有量（重量パーセント）
アクリルアミド	〇・一パーセント未満	〇・一パーセント未満
アクリル酸	一パーセント未満	一パーセント未満
アクリル酸エチル	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
アクリル酸ノルマル－ブチル	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
アクリル酸二－ヒドロキシプロピル	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
アクリル酸メチル	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
アクリロニトリル	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
アクロレイン	一パーセント未満	一パーセント未満
アジ化ナトリウム	一パーセント未満	一パーセント未満
アジピン酸	一パーセント未満	一パーセント未満
アジポニトリル	一パーセント未満	一パーセント未満
アセチルサリチル酸（別名アスピリン）	〇・三パーセント未満	〇・一パーセント未満